

令和8年度大木町職員

(一般事務)

採用試験受験案内

◆募集業種 一般事務

◆募集人数 一般事務 1人程度

※試験区分に教養試験免除枠あり

◆第一次試験日 令和8年4月26日(日)

◆申込受付期間

令和8年3月2日(月)～令和8年4月15日(水)

※持参又は郵送で受付

窓口受付時間 平日8時30分～17時15分まで

郵送の場合は申込受付最終日までに役場必着

◆採用日 令和8年7月1日

令和8年度 大木町職員採用試験概要

◆募集区分、採用予定人員及び職務の概要

区 分	採用予定人員	職 務 の 概 要
一般事務	1人程度	一般行政事務に従事

※採用予定人員は変更する場合があります。

※合格基準に満たない場合は、採用しないこともあります。

◆受験区分及び資格

区 分	受 験 資 格
一般事務A	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人
一般事務B (教養試験免除枠)	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、過去3年以内に実施された公務員試験(教養試験)に合格した人

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 大木町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 日本国籍を有しない人も受験できますが、採用後、任用に一定の制限があります。

◆試験の日程及び会場

区 分	日 時	試験会場
第1次試験	4月26日(日)9時~開始予定	大木町役場(予定)
第2次試験	5月24日(日)9時~(予定)	大木町役場(予定)

※受験申込者の状況により、日時及び試験会場を変更する場合があります。なお、試

験の詳細なスケジュールについては、第1次試験及び第2次試験それぞれの通知時にお知らせします。

※各試験は、全て日本語による出題及び質問で行います。それに対する解答及び応答も全て日本語で行っていただきます。

※受験者は、受験票、HB鉛筆及び消しゴムを持参してください。

◆試験の方法

第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者のみ実施します。

【第1次試験】

区分	試験科目	方法及び内容
一般事務A	教養試験 Logical-II (120分) 【高校卒業程度】	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断・数的推理、資料解A釈に関する能力を問う問題 【40題（択一式筆記試験）】
	事務適性検査 (10分)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査【100題】
	職場適性検査 (約20分)	公務員に求められる資質、職業性格への適応性についてみる検査【150題】
一般事務B	教養試験	免除
	事務適性検査 (10分)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査【100題】
	職場適性検査 (約20分)	公務員に求められる資質、職業性格への適応性についてみる検査【150題】

【第2次試験】

区分	試験科目	方法及び内容
一般事務	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等の能力に対しての作文試験（課題は当日提示します。）
	個人面接	複数の面接官による人柄、知識、意欲、適性等をみる試験

※試験内容につきましては変更があることもあります。予めご了承ください。

◆受験申込み

提出書類	共通	<p>(1) 受験申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要事項を自筆で記入してください。 写真（申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽正面のもので、縦4㍍×横3㍍、裏面に氏名を記入したものを）を所定の位置に貼ってください。（白黒可） 裏面又は別紙として指定の自己PRシートを合わせて提出してください。 <p>(2) 返信用封筒</p> <ul style="list-style-type: none"> 定型長形3号（12cm×23.5cm）を準備し、封筒の表に申込者の郵便番号、住所及び氏名を記入してください。氏名の後に「様」と記入してください。 110円切手を貼ってください。
	一般事務Bのみ	<p>(3) 教養試験（一次試験等）の合格通知、又は合格を証する書類（過去3年以内に大木町役場を受験して合格している場合は不要）</p>
申込方法	<p>次のいずれかの方法で申込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持参する場合 大木町役場2階 総務課 ● 郵送する場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 郵送先 〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255番地1 大木町役場総務課 ● 封筒の表に「受験申込書」と朱書きし、裏に申込者の住所及び氏名を明記してください。 ● 必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。 <p>※特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。</p>	
申込受付期間	<p>3月2日（月）から4月15日（水）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付けません。） ● 郵送の場合は、4月15日（水）までに役場に到達すること。 ● 電子申請による受験申込みはできません。 	
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提出前に不備がないかよくご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> □ 受験申込書の記載漏れはありませんか。 □ 提出書類は揃っていますか。 (1) 受験申込書 (2) 返信用封筒 (3) 各証明書（一般事務Bのみ） ● 提出された応募書類は、一切返却しません。 		

◆受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受付期間終了後に申込書を整理のうえ受験票を郵送します。

受験申込書を整理点検した結果、受験資格がないと判断した場合は、その旨通知させていただきます。

※4月20日（月）までに受験票が到着しないときは、直ちに大木町役場総務課（☎電話 0944-32-1013）へ連絡してください。

◆合格発表

（1）第1次試験の合格者の発表

第1次試験の合格者の発表は、5月上旬に大木町役場玄関横、大溝駅交差点西側及び大莞小学校南側の掲示板に受験番号で掲示並びに大木町ホームページに受験番号で掲載し、合格者全員に文書で通知します。

（2）第2次試験の合格者の発表

第2次試験の合格者の発表は、5月下旬に上記の掲示板に受験番号で掲示及び大木町ホームページに受験番号で掲載し、受験者全員に文書で通知します。

第2次試験の合格者には、受験資格を確認するための証明書類などを提出していただき、当該書類を審査の上、最終合格者として決定します。

※全ての合格発表について、電話での問い合わせは受け付けません。

◆試験成績の公開

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話による請求はできません。

（1）公開の内容及び方法

第1次試験における受験者の得点及び順位を受験者個人が特定できない方法で閲覧により公開します。この場合、「(ア)受験票」「(イ)本人であることを示す書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険資格者証等）」を、大木町役場総務課へ持参してください。

（2）公開の期間

第1次試験の合格発表の日の翌日から10日間です。受付時間は、8時30分から17時15分までです。（土曜日、日曜日及び祝日は除きます）。

（3）公開の場所

大木町役場総務課（2階）

◆採用日及び給与

(1) 採用日

最終合格者は、大木町職員採用候補者名簿に登載され、令和8年7月1日付で採用されます。
(採用後6月間は条件附採用となります。)

なお、名簿の有効期間は、令和9年6月末日までです。

(2) 給 与

初任給は、大木町職員の給与に関する条例（昭和32年大木町条例17号）の定めるところにより支給されます。

<初任給の例>

(令和8年4月1日現在)

学 歴 (年 齢)	初任給 (月額)
高校卒業後 (18 歳)	206,700円
短期大学卒業後 (20 歳)	219,400円
大学卒業後 (22 歳)	232,000円

※上記の例は、高校・短期大学・大学卒業後の初任給について示したものです。職歴などがある場合、その職務に応じて、一定の基準で加算されることがあります。

※このほかに地域手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、給与の額等は、条例等の改正（給与改定等）により変更になる場合があります。

《日本国籍を有しない人の受験資格等》

(1) 受験資格

- ① 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国政を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 採用後の担当業務等

公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

※ 公権力の行使に該当する職務

(例) 町税等の賦課・督促・滞納処分、土地収用及び立ち入り検査等

※ 公の意思の形成への参画に携わる職

(例) 町の基本方針や最終的な政策決定等に重大に関与し、権限を持って意思決定を行う職をいい、「大木町事務決裁規程」等に定める専決権を持った課長職以上の職を指します。